



JASDAQ

2020年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社大日光・エンジニアリング
代表者名 代表取締役社長 山口 侑男
(JASDAQ・コード 6635)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営企画室長 為崎 靖夫
電話 (0288)26-3930

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動 及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の第41回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い監査等委員会設置会社移行後の役員の変動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は過半数の社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することによって取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2020年3月27日開催予定の第41回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等につきご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 役員の変動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第 41 回定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定であります。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者 (2020 年 3 月 27 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
山口 侑男	代表取締役会長 CEO	代表取締役社長
山口 琢也	代表取締役社長執行役員 COO	代表取締役副社長
為崎 靖夫	取締役経営企画室長執行役員 CFO	取締役経営企画室長
相馬 郁夫	社外取締役	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者 (2020 年 3 月 27 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
高野 節子	取締役監査等委員（常勤）	監査役（常勤）
田原 哲郎	社外取締役監査等委員	社外監査役
千崎 英生	社外取締役監査等委員	新任 ※

※新任監査等委員である取締役候補者について

氏名 (生年月日)	略歴
千崎 英生 (1985 年 6 月 16 日)	2011 年 9 月 司法試験合格 2012 年 12 月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 露木・赤澤法律事務所入所

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2020年3月27日(金)

定款変更の効力発生日(予定) 2020年3月27日(金)

(下線は変更箇所であります)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は<u>株主総会及び取締役の他</u>、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">1 <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 40px;">2 <u>監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 40px;">3 <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役会長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

<p>第13条～第16条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 （員数）</p> <p>第17条 当社に取締役<u>25名以内を置く。</u></p> <p>（選任）</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>（追加）</p>	<p>第13条～第16条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 （員数）</p> <p>第17条 当社に取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）<u>8名以内を置く。</u></p> <p>②<u>当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>（選任）</p> <p>第18条 取締役の選任は、<u>監査等委員会である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>②（現行どおり）</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④<u>補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>⑤<u>増員により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
---	--

<p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第23条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④(現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第24条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(招集者)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会は、予め監査等委員会で定めた監査等委員がこれを招集する。但し、他の監査等委員が招集することを妨げない。</u></p> <p><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 取締役、監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役(取締役であった者を含む)、監査役(監査役であった者を含む)</u>の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>社外取締役及び、社外監査役</u>ともに法令が定める金額とする。</p>	<p>第6章 取締役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)</u>の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項により、社外取締役</u>との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第28条～第30条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議をもって、第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であった者の損害賠償責任につき、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>

	<p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第 41 回定時株主総会終結前の行為に関する社外</u> <u>監査役 (社外監査役であった者を含む。) の当会社</u> <u>に対する損害賠償責任を限定する契約について</u> <u>は、なお同定時株主総会の決議による変更前の定</u> <u>款第 29 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
--	---